許認可等の内容	延滞金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第6条		
担 当 課	税外収入金の各主管課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設 定 日	平成8年4月1日

審査基準

税外収入金の延滞金の減免は、条例第6条の規定により、災害を受けた者その他やむを得ない事 由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。

ここで、「災害を受けた者その他やむを得ない事由」とは、税外収入金の納付義務者(以下「納入者」という。)が、次のいずれかに該当することにより収入が減少し、若しくは多額の出費を要する 状態が継続しているため、延滞金の納付が困難と認められるものをいう。

- (1) 納入者が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき。
- (2) 納入者と生計を同じくする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (3) 納入者が、その事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 納入者が、その事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) 前各号に該当する事実に類する事実があったとき。

変更日 平成27年4月1日 変更日 令和7年10月6日

総税1-2

計認可等の内容│保険料の徴収猶予	
根拠法令及び条項 鳥取市国民健康保険条例第22条第1項	
担 当 課 収納推進課	処分権者 市 長
標準処理期間 1月	設 定 日 平成8年4月1日

審査基準

保険料の徴収猶予は、条例第22条第1項に規定する徴収猶予の基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次に掲げる事項のいずれかに該当することにより、生活困難となり、保険料の全部又は一部を一時に納付できない場合とする。ただし、徴収猶予は6か月を最長期限として、支払能力の回復が見込めるまでの期間として、個々の状況により判断する。

- 1 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 2 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- 3 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 4 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。

ここで、「前3号に掲げる理由に類する理由」とは、納付義務者又は家族が疾病のため継続して 多額の医療費等の支出が必要なこと、退職等により賦課の基礎となった所得金額が30%以下にま で減少することなどをいう。

変更日 平成 23 年 11 月 30 日